

泉大津市米穀調達運送加工管理等業務委託に 係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年8月

泉大津市

1 目的

泉大津市では、「平時における安全・安心な食の提供」と「不測の事態に対応しうる安定的な食糧確保」を目指して、令和5年3月に「安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想」（以下「構想」という。）を策定した。この構想実現に向けて、令和5年度より給食や妊婦への支援など、「食」による健康施策を進めているところであるが、これらの施策を効率的かつ効果的に進めるため、各施策で使用する米穀の調達・運送・加工・管理等の一連の業務を一括して委託するものである。

業務の遂行にあたっては、食の安全性・品質の確保はもちろん、安定的に供給するための体制の構築といった専門性や構想の理念に対する理解、構想実現の担い手という役割を全うするための柔軟な企画力・対応力が不可欠である。したがって、実績や業務遂行能力、構想への理解と柔軟な対応力等が非常に重要であることから、価格のみの競争によらず公募型プロポーザル方式を採用し実施する。

本要領は、受託候補者の選定にあたり、その手続きについて必要な事項を定め、泉大津市の示す条件に最も適した事業者を厳正かつ公平に選定することを目的とするものである。

2 業務概要

(1) 業務名

泉大津市米穀調達運送加工管理等業務

(2) 業務内容

「泉大津市米穀調達運送加工管理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

令和8年11月1日から令和9年10月31日（業務準備行為は事前に実施すること。）

(4) 提案上限額

162,710 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、業務委託契約の締結は、仕様書に記載の業務内容別に各担当課と行うため、それぞれの提案上限額を超えないようにすること。

給食用【教育政策課】 84,126 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

給食用【こども育成課】 22,176 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

市民配付用【子育て応援課】 48,989 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

市民配付用【高齢介護課】 7,419 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを委託金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

3 参加資格

参加表明書の提出日時時点で、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

と。

- (2) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の要件に該当する事項がないこと。
- (3) 泉大津市暴力団排除条例（平成 24 年泉大津市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

4 スケジュール

公募開始	令和 8 年 8 月 13 日（木）
質疑提出期限	令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時まで
質疑回答日	令和 8 年 8 月 25 日（火）まで
参加表明書提出期限	令和 8 年 8 月 28 日（金）午後 5 時まで
参加承認日	令和 8 年 9 月 2 日（水）まで
企画提案書提出期限	令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時まで
辞退届提出期限	令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時まで
第 1 次審査（書面審査）	令和 8 年 9 月 17 日（木）
プレゼンテーション審査実施通知（第 1 次審査結果通知）	令和 8 年 9 月 18 日（金）

第2次審査（プレゼンテーション）
選定結果通知・公表
契約締結

令和8年9月28日（月）【予定】
令和8年9月下旬 【予定】
令和8年10月上旬 【予定】

5 参加表明

「3 参加資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の必要書類をすべて揃えて提出すること。なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないため留意すること。

【単独企業の場合】

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式1）

※共同企業体を結成する場合は、代表者のみ。

② 会社概要書（様式2）

③ 業務実績書（様式3）

ア 令和3年4月1日から公示日までの間に受託した本件業務と類似する業務実績（最大5件）。

イ 業務実績書記載の契約書（契約業務名、契約金額、契約当事者が分かる部分）の写しを添付すること。

ウ 元請けとして契約した業務に限る。

④ 決算報告書

直前1年分に係る決算報告書一式（直近の株主総会で議決を得たもの）

⑤ 登記簿謄本

参加表明書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの

⑥ 納税証明書

本店に係る法人税及び消費税（国税）（その3の3）の証明書と、泉大津市に本店又は営業所がある場合は、泉大津市が課税しているものすべて。（参加表明書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの）

⑦ 印鑑証明書

法務局が発行した、参加表明書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの

⑧ 使用印鑑届（様式4）

⑨ 障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ（様式5）

※令和7・8年度泉大津市入札参加資格を有している場合は、④～⑨の提出は不要。

【共同企業体で参加の場合】

①～⑨は単独企業の場合と同様。

⑩共同企業体結成届出書（様式6）

⑪共同企業体協定書（様式7）

⑫委任状（様式8）

(2) 提出部数

各1部提出すること。

(3) 提出方法

提出期限（詳細は「4 スケジュール」のとおり。以下同じ）までに、事務局（詳細は「13 事務局」のとおり。以下同じ）へ持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、泉大津市役所の閉庁日を除き、平日の8時45分から17時までの時間帯に限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出期限日必着とする。

(4) 提出書類作成の留意事項

① 提出された参加表明書に関する書類の修正又は変更はできない。

② 提出された参加表明書に関する書類は返却しない。

(5) 参加承認

参加承認の可否については、参加表明書に記載された担当者 E-mail アドレスに電子メールで通知する。

6 質疑及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式9）

※なお、電話や窓口訪問による口頭での質問には一切応じない。

(2) 提出方法

提出期限までに、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は「プロポーザル 質疑：会社名」とすること。

(3) 回答方法

各事業者からの質問事項をすべて取りまとめ、質疑回答日までに泉大津市のホームページにおいて掲示する。

(4) その他

提出期限を過ぎての質問や、指定方法以外での質問には回答しないため留意すること。

7 企画提案

参加承認を受けた参加事業者は、仕様書等に基づき、最適な提案を行うものとする。なお提案に当たっては、企画提案書等として以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案届出書（様式10）

② 見積書（任意様式、明細書を含むこと）

ア A4版の自由様式とすること。

イ 仕様書「7 単価の提示」に沿った内容とすること。

ウ 見積書に明細書を含めること。明細書には、業務種別ごとの費用の内訳額及び総額、全ての業務費用の総額、消費税及び地方消費税額を含めた総額を記載すること。

エ 費用総額は、「2 業務概要」の「(4) 提案上限額」までとすること。

※消費税率については、8%として積算すること。

※消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率

に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを委託金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

③ 企画提案書兼プレゼンテーション資料（任意様式）

ア 1者1案とし、プレゼンテーションで使用するもの。

イ A4版、横書き、文字サイズ11ポイント以上、両面印刷・カラー・本文のみで20ページ以内を標準とする。

ウ 表紙をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと。

エ 正本は提案事業者名入りの表紙を付けること。

オ 副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等（詳細な所在地、連絡先等を含む）を一切記載しないこと。

カ 以下については必ず記載すること。

- ・ 本業務を実施するにあたっての方針
構想やその他市の関連する方針等を踏まえ、事業者としての役割や関わりについての考え方を示すこと。
- ・ 本業務を実施するにあたっての体制
仕様書「4 実施体制」に沿った内容とすること。様式11で記載した総括責任者と、様式12で記載した仕様書「3 業務内容(1)～(5)」ごとの現場責任者を中心とし、その指揮・意思決定系統と本市との連絡調整網を示すこと。
- ・ 本業務スケジュール
用途別（仕様書「3 業務内容」記載。）に、泉大津市と受託事業者間での調整・報告等、事務フローを示すこと。
- ・ サプライチェーン図
産地から配送先に到着するまでの玄米・生産精米の動きについて、経由地（保管地・加工地等）を含め、分かりやすく示すこと。なお、地名や工場名を示す場合は、市町村名までとすること。
- ・ 運送方法について
仕様書「3 業務内容(2)」に基づき、車両や配送計画等について提案すること。
- ・ 玄米の保管場所や施設・保管方法について
仕様書「3 業務内容(3)」に基づき、提案すること。
- ・ 玄米のとう精方法及び袋詰め・梱包方法について
仕様書「3 業務内容(4)」に基づき、とう精方法や工程における廃棄物の処理方法等について提案すること。

また、市民配付用の、2キログラム及び5キログラム用のオリジナルパッケージのデザインを含めること。

④ 総括責任者業務実績書（様式11）

⑤ 実施体制調書（様式12）

⑥ 業務完了までの工程表（任意様式）

履行期間全体について示すこと。なお、業務準備期間を位置付けること。

(2) 提出部数

①～②については正本1部

③～⑥は1冊子としてセットし、正本1部、副本6部とする。

なお、副本は提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等（詳細な所在地、連絡先等を含む）を一切記載しないこと。

(3) 提出方法

「5 参加表明」の「(3) 提出方法」と同様とする。なお、電子データはUSBもしくはDVD-Rで提出すること。

(4) 提出書類作成の留意事項

① 提出された企画提案に関する書類の修正又は変更は認めない。

② 提出された企画提案に関する書類は返却しない。

③ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

④ 提案内容は見積書金額内で具体的で実現可能な範囲とし、プロポーザル終了後の契約締結時においては、実現を約束したものとみなす。

8 辞退

参加表明後に辞退する場合は、辞退届（様式13）を提出期限までに事務局へ持参又は郵送により提出するものとする。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は無い。

9 委託候補者の選定方法

委託候補者の選定は、泉大津市米穀調達運送加工管理等業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、以下のとおり企画提案の内容を公正かつ客観的に評価を行う。審査は、第1次審査及び第2次審査を実施し、それぞれの審査基準項目と配点は「泉大津市米穀調達運送加工管理等業務委託公募型プロポーザルに係る審査基準（以下「審査基準」という。）のとおりとする。

審査委員会（プレゼンテーションを含む）は非公開とし、第1次審査、第2次審査ともに、審査結果、審査内容、採点に関する質問・異議申し立ては一切受け付けない。

また、企画提案者が1者のみの場合においても審査は行うものとする。

(1) 第1次審査の実施

応募者が4者以上あった場合は、「審査基準」に基づき書面で第1次審査を行い、合計点数の上位3者を第1次審査通過者として選定し、第2次審査の対象者とする。なお、第1次審査の合計点数が満点の6割に満たない場合は、失格とする。その結果は「プレゼンテーション審査実施通知（第1次審査結果通知）」として、第2次審査対象に選定された者にはその旨と第2次審査の集合時間等の詳細を、第2次審査の対象に選定されなかった者にはその旨と理由を、電子メールにて通知する。

(2) 第2次審査の実施

企画提案書等の記載内容について、「審査基準」に基づき評価するため、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、第1次審査を行わなかった場合は、第1次審査の審査項目に係る得点のみをもって失格の判定は行わず、第1次審査及び第2次審査の審査項目を合わせた総合点により判定するものとする。

① 実施日時

令和8年9月28日（月） ※詳細については、後日通知します。

② 実施場所

泉大津市東雲町9番12号 泉大津市役所 ※対面形式で実施します。

③ 実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とする。

イ 企画提案者は控室に集合し、1者ずつ順番に職員が会場へ案内する。

ウ 持ち時間は1者につき40分程度（プレゼンテーションを20分以内、質疑応答を20分程度）とする。

エ 「7 企画提案」の「(1) 提出書類③」としてあらかじめ提出した企画提案書等の内容について、わかりやすく簡潔に説明すること。

オ 追加資料の配付は認めない。

カ 企画提案者は、「7 企画提案」の「(1) 提出書類③」を投影してプレゼンテーションを行うことができる。なお、その際は事務局が用意したモニターとそれに接続するケーブル（HDMI）を使用すること。なお、パソコン等の機器類（投影資料の電子データを含む）は、各企画提案者が持参すること。

キ 出席者は3名以内とし、原則として本業務に直接携わる統括責任者が説明すること。

ク プレゼンテーション時の資料は全て社名等を秘匿したものを使用し、社名を表示した名札・衣服等（会社バッジを含む）の着用を禁止とする。その他、社名が特定できないよう、発言や身の回りに配慮すること。

④ 選定結果

プレゼンテーション及びヒアリング等を踏まえ、「審査基準」に基づき評価を行う。その後、第1次審査（55点満点）と第2次審査（95点満点）の合計（150点満点）が、最も高い評価を得た提案者を優先交渉権者として選定する。ただし、最も高い評価点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を優先交渉権者とする。

なお、合計点数が満点の6割に満たない場合は、失格とする。

選定結果については、第2次審査参加事業者全員に対し「選定結果通知書」を電子メールにより送付する。通知書には、当該事業者の評価点（合計）及び順位、ならびに優先交渉権者の名称及び評価点（合計）を記載する。

⑤ プロポーザルの審査結果の公表について

上記の審査を経て、優先交渉権者として特定した者の名称と、第2次審査参加事業者の評価点（合計）を泉大津市ホームページで公開する。

10 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (3) 第1次審査の合計点数が満点の6割に満たない場合
- (4) 第2次審査において、あらかじめ事務局へ提出した資料を変更し、プレゼンテーションを行った場合
- (5) 第1次審査と第2次審査の合計が満点の6割に満たない場合
- (6) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (8) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (9) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

11 契約について

- (1) 契約方法
 - ① 審査委員会で選定された優先交渉権者が、泉大津市米穀調達運送加工管理等業務委託（随意契約）の委託候補者となる。
 - ② 業務委託契約の締結は、泉大津市が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行う。
 - ③ 業務委託契約の締結は、仕様書に記載の業務内容別に各担当課と締結するものとする。
給食用（教育政策課及びこども育成課）
市民配付用（子育て応援課及び高齢介護課）
 - ④ 委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項もしくは不正と認められる行為が判明した場合は、泉大津市が設定する予定価格の範囲内で、基準点（満点の6割）以上であった次の順位の者と交渉する。
- (2) 契約内容の調整、仕様書の確定
委託候補者と泉大津市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書、企画提案書兼プレゼンテーション資料に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。
- (3) 見積書の提出
委託候補者は、確定した契約内容に基づき契約締結のための見積書を提出する。
- (4) 契約保証金
泉大津市財務規則（昭和44年規則第7号）第114条の規定による契約保証金を納付すること。ただし、同規則第116条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

12 その他留意事項

- (1) 提案費用の負担
提案に要する費用は、企画提案者の負担とする。
やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中

止または取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できない。

(2) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとする。

(3) 提出期限

提出期限以降における参加表明書、企画提案書の差替え及び再提出は、認めないものとする。

(4) 提案書等の取扱い

提案書その他企画提案者から提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。(ただし、情報公開条例に基づく公開請求があった場合を除く。)

(5) 著作権

提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。なお、提出書類は選定を行う作業に必要な範囲において、複製をすることがある。また、泉大津市情報公開条例(平成 10 年泉大津市条例第 10 号)に基づき請求があった場合は、公開の対象となる。

(6) 秘密保持

本業務により知り得た事項は他に漏らしてはならない。また、事業実施にあたり、取得した情報等の取扱いについては、法律その他関係法令を厳守すること。

(7) 事業実施体制の構築

選定された場合、事業を速やかに開始し、泉大津市と協議のうえ必要な協力・調整ができる体制を構築すること。

(8) 業務報告

事業終了後に報告書を提出すること。なお、事業実施中においても途中経過の業務報告を求める場合がある。

13 事務局（お問い合わせ先・書類提出先）

担 当	泉大津市市長公室政策推進課
住 所	〒595-8686 泉大津市東雲町 9 番 12 号
電話番号	0725-33-1131（内線 2411）
E-mail	seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp